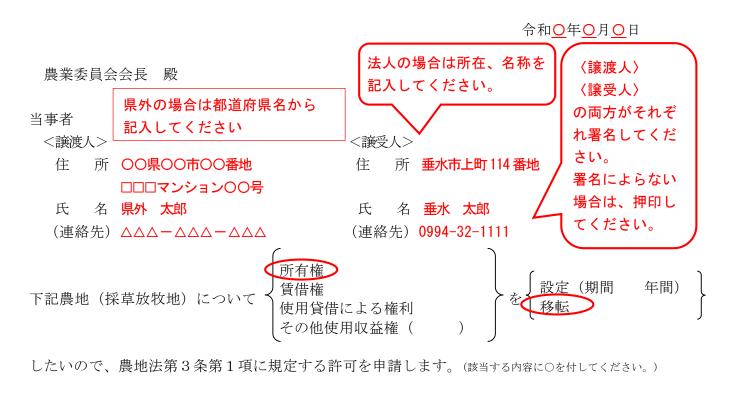
農地法第3条の規定による許可申請書



記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

1 一 子 日 *ノをい口 寸 (国相 寸は、) 川 日惟 とりね ナ る物 日に 阪文八 *ノ*・ハ に取 して くた こ * 。)										
当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合には〇)		
譲渡人	県外 太郎	70	無職	〇〇県〇〇市 〇〇番地口口 マンション						
譲受人	垂水 太郎	45	農業	垂水市上町11 4番地	日本					

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目			対価、2 の額(価、賃料等 額(円)	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合		
	登記簿	現況	(111)	[10a当たりの額] 又は名称		者の氏名 称(登記 なる場合		権利者の氏名又は名称	
垂水市田神字塩田	畑	畑	1, 000	300	, 000	県外	太郎		
5000番地				〔 30万 /10a〕		()		
必要に応じて行の追加	1			I		金額の関係が分かるよ			
3 権利を設定し 7円移	・オス却		うに記入してください						

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

所有権を移転しようとする時期 農地法第3条の許可後

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等(日本 国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者 にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した 法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。また、在留資格を記載 する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調 停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契 約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする 場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に 係る事業の概要を併せて記載してください。